
顧問契約のご案内



片山法律会計事務所
KATAYAMA LAW AND ACCOUNTING FIRM

弁護士 菊地 正登

法務ご担当の皆さま、こんな事でお困りではありませんか？

弁護士に相談したけど、うちの会社の事が
わかってないから一から説明するのが面倒



わざわざ弁護士を探してまでの事じゃないけど・・・
気軽に今すぐ相談したい



トラブルに巻き込まれた時の対処は大事だけど、
そもそもトラブルに巻き込まれないようにしたい



法務にかかる費用はなるべく抑えたい



そのお悩み、顧問契約で解決できます。

一から説明する手間なく、貴社にとって適切なアドバイスが受けられます

企業がビジネスを行う際、認識の有無に関わらず、日常的に様々な法律問題に遭遇します。これらへの対応の適切な時期と方法を誤ると、後に深刻な法的紛争を招くことがあります。

そのような場面において、新たに見つけて依頼する弁護士は会社の内情やこれまでの問題などが把握出来ていないため、「**貴社にとって**」有益で実効的なアドバイスができるとは限りません。

一方、顧問弁護士であれば、社内の事情を踏まえ「**貴社の実情に合った**」アドバイスを受けられます。

気軽に相談して、素早く解決出来ます

前述の通り、日常的に遭遇する法律問題に関し、対応の適切な時期と方法を誤ると、後に深刻な法的紛争を招くおそれがあります。

何か疑問や問題があったとき、できるだけ早期に専門家に相談する必要がありますが、身近に弁護士がいなければ、新たにネットなどで探して、事情を説明して、あまり満足がいかなければまた探して…というように時間がかかってしまいます。また、そこまで手間をかけるほどの問題でないこともあるでしょう。

この点、顧問弁護士がいれば、どんな小さな事でもすぐに相談することができますし、会社の内情も熟知しているので、説明にかける無駄な時間が不要です。

また、顧問契約がある場合、他に優先して弁護士業務のサービスを提供致しますので、迅速な対応が可能です。

無駄な「失敗」をなくし、経営の安定と発展を目指せます

ビジネスを成功させるためには、まず余計な「失敗をしないこと」が重要です。特に、法務での失敗は無駄な失敗の典型例と言えるでしょう。多くの法的な問題はやり方一つで事前に防ぐことが出来るのです。

これは予防法務と呼ばれるもので、「法務リスクをリスクが顕在化する前に、除去または軽減する」ことを指します。

しかし、これを経営者の方や法務担当者がすべてケアすることは現実には難しいでしょう。そこで、法律の専門家たる弁護士に継続的・定期的に法務リスクをチェックさせ、これを除去または軽減する必要があるわけです。

これにより、経営者は、安心して利益を生む**本来の経営とビジネスに集中**することができます。そして、法務における無駄な「失敗」を避け、経営を安定・発展させることに繋がるのです。

法務コストが抑えられます

法的問題は、適切な対応時期を逸したために、大きな問題・紛争となってしまった場合、支払うべき弁護士費用、解決金等の額は非常に高額になる傾向にあります。訴訟などに至った場合、判決までに2、3年を要することも多く、その場合、弁護士費用だけでなく、担当の従業員も訴訟対応に忙殺され、人件費も多額になり得ます。

訴訟提起後に和解をするにしても、既に当事者共にコストをかけていますし、裁判官の面前に事案の内容が明らかになっていることから、必ずしも自己に有利に交渉出来るわけでもなく、多少譲歩してでも早期和解をしておいた方が結果的には遙かに損害が少なかったということも少なくありません。

そのため、訴訟など大きな紛争を避けるため、顧問契約による日常的なケアによって紛争をできる限り未然に防ぎ、問題をできる限り小さくすることは、経営上大きな意味を持っていると言えます。

なお、法律相談や契約書の作成などは原則として顧問料に含まれていますので、追加費用は発生しません。別途弁護士費用が必要となる場合でも(大きな交渉案件、訴訟など)、通常の弁護士費用(時間制報酬額、着手金・報酬金など)よりも割引金額でご利用いただけます。

また、貴社関連会社(資本提携関係にある会社)のご相談も別途顧問料を頂くことなく、お受けしています。

その他、顧問契約によるメリット

信頼性の向上

顧問弁護士を雇い、それを対外的に告知することで貴社の法務面・コンプライアンス面での信頼性が増し、取引上の信用力の向上に繋がります。

ビジネスや取引を展開する際に、業界内外での信頼や評判が重要であることは経営者の皆様が誰よりもご存知のことと存じます。

昨今、企業のコンプライアンス体制を問う報道が目立ちます。このような中、クリーンな経営と取引をしているということは貴社にとって大きなアピール・ポイントとなります。

また、取引における交渉の際も、顧問弁護士が背後にいる、または実際に矢面に立って交渉にあたるということの有無が交渉の有利・不利に影響を与えることもあります。

菊地正登の顧問契約概要

毎月定額(税別):60,000円プラン・80,000円プラン・100,000円プラン

日常的に発生する社内外の法律問題から、長期的な経営計画・ビジネスプランに関する法律問題についてアドバイスします。

電話、メール、面会等適切な方法を選択することが出来ます。

また、法律相談の他、契約書(英文・和文)の作成・契約書のチェック、労働問題のご相談等、日々の貴社の業務に関わる様々なリーガル・サービスが顧問業務契約に含まれています。

弁護士情報

【略歴】

- 2001年 早稲田大学法学部卒業 旧司法試験合格
- 2003年 司法修習修了(56期)・弁護士登録
企業法務、訴訟、調停、民事保全及び執行等の訴訟関連実務を主として取り扱う
- 2009年8月 留学等のため渡英
University of Southampton L.L.M(法学修士)コース・ワーク参加
英米法(コモンロー)、国際取引法、海事法、国際比較知的財産法、コーポレート・ガバナンスなどを学ぶ
- 2012年2月 英国弁護士(ソリシター)資格試験MCT試験合格
- 2012年6月 上記約3年間の英国留学・実務経験を終了し帰国
- 2012年11月 経済産業省より、「中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関」に認定される
- 2014年10月 (独)中小企業基盤整備機構による認定支援機関向け海外展開支援研修を修了
- 2015年6月 日本弁護士連合会の中小企業海外展開支援弁護士紹介制度の支援弁護士に就任

【主な取り扱い分野】

1. 国際法務

- ・英文契約書の翻訳・修正・作成業務
- ・中小企業を中心とした企業の海外進出・展開サポート業務
- ・国際取引に対する法務サポート業務
- ・渉外業務

2. 企業法務

- ・企業の法律顧問業務(法務コンサルティング)・人事、労務問題(労働法、就業規則に係る問題、解雇問題等)に関わる相談対応、制度設計等
- ・契約書の作成、交渉、企業取引・業務遂行において発生する法律問題についての対応
- ・紛争発生時、解決に向けた各種手続の選定、実行(示談交渉、調停、あっせん、仲裁又は訴訟等)

3. イギリス関連業務

- ・英米法などの外国法令・判例調査
- ・イギリス、その他シンガポールなどイギリスコモンウェルスでの子会社設立・拠点移転のサポート業務

〒108-0014

東京都港区芝5-26-20 建築会館4階

弁護士 菊地 正 登

Tel: 03-6453-6337(代表)

Email: kikuchi@mkikuchi-law.com

